

## はじめに

平成29年3月、秋田県社会教育委員の会議では、「本県におけるこれからの社会教育行政の在り方について」という提言をとりまとめ秋田県教育委員会に提出した。

前回の提言では、社会教育行政のスリム化により、これまで行われてきた社会教育の縮小が懸念されていることを踏まえ、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育む環境の整備をさらに充実させるため、2つの視点から6つの提言を行った。

前回の提言以降、例えば、法律改正による地域学校協働活動に関する連携体制や地域学校協働活動推進員に関する規定の整備、学校運営協議会の設置の努力義務化や、学習指導要領の改訂により「社会に開かれた教育課程」が重視される等、学校・家庭・地域の連携をめぐる状況は大きく変化している。

このような状況の変化を踏まえて、本会議では、平成29・30年度のテーマを「『学校・家庭・地域の連携・協働』における課題と展望について」と設定し、前回の提言も踏まえながら協議を進めることとした。

本提言は、学校・家庭・地域の連携・協働をめぐる状況の変化を踏まえ、改めて、本県の課題を明らかにし、その課題に対応した取組の方向性及び具体的な対応策について3つの提言をとりまとめた。

## 提言テーマ

「学校・家庭・地域の連携・協働における課題と展望について」

### (1) 学校・家庭・地域の連携・協働に関する取組の現状

秋田県では、第3期ふるさと秋田元気創造プラン・戦略6「ふるさとの未来を拓く人づくり戦略」、第2期あきたの教育振興に関する基本計画・基本方向5「良好で魅力ある学びの場をつくります」において学校・家庭・地域との連携・協働の推進を重点施策と位置付け、全県域で地域の実情に応じた取組を進めている。

具体的には、

- ・学校支援活動、放課後子ども教室、地域未来塾などの、地域学校協働活動への支援
  - ・地域学校協働活動を一体的に推進するための統括コーディネーターや活動支援者の育成
  - ・地域学校協働本部の立ち上げ支援
  - ・県立学校への学校運営協議会制度（CS：コミュニティ・スクール）導入に向けたCSアドバイザーの配置や組織・運営に関する体制づくりの支援
- など学校・家庭・地域の連携・協働を推進するための様々な取組を進めている。

### (2) 平成27・28年度提言（平成29年3月）における学校・家庭・地域の連携・協働に関する主な成果と課題

前回の提言では、テーマを「本県におけるこれからの社会教育行政の在り方について」と設定し、次のとおり2つの視点で6つの提言を行った。

#### 視点1 「学校教育・家庭教育・社会教育の更なる連携・協働」について

##### 提言1 地域住民の参画による学校運営の促進

- ・学校ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体「熟議（熟慮と議論）」の設置を促進するとともに、地域住民の積極的な参画を図る。

##### 提言2 子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- ・子どもも大人も一緒に学びあえる機会を提供し、学校・地域の応援団となる仕組みづくりを行う。

##### 提言3 コーディネーターの養成と育成

- ・統括コーディネーターと地域連携担当教職員の配置を促進し、社会教育主事の専門性を明らかにし、スキルを磨く研修機会を提供する。

## 視点2 「関係機関、企業、NPO等との連携」について

### 提言4 学校を核とした人づくり・地域づくりの促進

- ・「我が地域の子どもをどのように育てたいか」ビジョンの明確化と共有を図るため教育委員会と首長部局が協議する場の設置を促進する。

### 提言5 若者（高校生・大学生等）の地域づくりへの参画の促進

- ・若者の企画段階からの地域づくりへ参画する機会を提供する。

### 提言6 家庭教育支援の体制づくりと関係団体等との協働による取組の推進

- ・関係機関、企業、NPO等との協働による家庭教育支援チームの設置を促進する。

前回提言の学校・家庭・地域の連携・協働に関する主な成果と課題は次のとおり。

#### 【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入】

平成30年度において、域内の全ての小・中学校でコミュニティ・スクールを導入しているのが5市町村、一部の学校で導入しているのが3市町村である。県立学校においては、矢島高等学校とゆり支援学校が今年度コミュニティ・スクールを導入し、六郷高等学校と大曲工業高等学校が、次年度の導入に向けての準備を進めている。秋田県全体の公立学校の導入率は、15.8%であり、東北では最も高い導入率となっている。一方で、全国的には20番目と決して高いとは言えず、さらに全県的に推進する必要がある。

#### 【統括コーディネーターの配置】

市町村の地域学校協働活動を統括的に実施する統括コーディネーターが全市町村に配置されているが、地域人材の活用が少なく、市町村職員が代行している状況である。また、地域連携担当教職員の配置はほとんど進んでいない。

#### 【社会教育主事の資質・能力の向上】

社会教育主事等の資質・能力の向上のための研修会を開催している。また、社会教育主事有資格者養成事業によって、平成27年度から30年度までに48名の若手教員が社会教育主事の資格を取得しているが、有資格者の高齢化が進んでおり、更なる養成が必要となっている。

#### 【家庭教育支援チームの設置】

家庭教育支援を地域学校協働活動の一つと捉え、家庭教育支援チームの設置を進めている。現在、9市町村で設置されているものの、まだまだ全県的な取組に至っていない。

また、家庭教育支援チームを設置しても、学校への周知が不十分で教員や保護者に認知されていない場合もある。

### (3) 前回提言以降の学校・家庭・地域の連携・協働をめぐる状況の変化

#### 【地域学校協働活動の更なる推進】

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法が改正された。この改正によって同活動に関する連携体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備された。

また、平成30年9月、厚生労働省と文部科学省において、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることなどを内容とした、新たな放課後児童対策のプランが策定された。

#### 【コミュニティ・スクール導入の更なる推進】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。それに伴い全国的にコミュニティ・スクールの導入が一層進められている。

#### 【学習指導要領の改訂】

平成29年の学習指導要領の改訂により、子どもたちに求められている資質・能力とは何かを社会と共有し連携する、「社会に開かれた教育課程」が重視されている。

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携・協働を深めることも重要としている。

#### 【社会教育における地域課題解決学習の位置付けの明確化】

今後の社会教育においては地域コミュニティの維持・活性化に貢献していくことが大きな役割となる。学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の概念に明確に位置付け、公民館等においてその推進を図ることにより、住民の主体的参画による持続可能な地域づくりに貢献することが求められている。

#### 【社会教育主事講習の見直し】

社会教育主事が人づくりや地域づくりの中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目が見直され、2020年4月1日から施行される予定である。

#### 【障害者の生涯学習の推進】

平成28年の障害者差別解消法の施行や、平成29年の特別支援教育の生涯学習化に向けての松野文部科学大臣メッセージ等を契機として、障害者が学校卒業後も含めその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学習機会の提供が求められている。

#### (4) 課題と展望

本県の現状や学校・家庭・地域の連携・協働をめぐる状況の変化を踏まえ、本県の課題を明らかにし、展望として今後の学校・家庭・地域の連携・協働について提言する。

### 提言1 地域学校協働活動の体制整備と人材養成の推進

#### 1 課題

- ・市町村において、学校支援活動や放課後子ども教室といった事業ごとのコーディネートは行われているものの必ずしも横の連携が十分とはいえない状況にある。また、コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存している場合もあり、結果として、持続可能な体制づくりが進まないという指摘もある。さらに、教育委員会と首長部局、それぞれの組織内での連携・情報共有も不十分である。
- ・市町村の地域学校協働活動を統括的に行う統括コーディネーターは全市町村に配置されたが、地域人材を活用できておらず、市町村職員が代行している状況である。地域学校協働活動推進員の委嘱も不十分である。また、県主催で、地域学校協働活動推進員や地域連携を担当する学校の教職員の資質向上のための研修会を実施しているが、教職員の参加が少ない。
- ・現在の市町村の社会教育に関する取組の中には、市町村が派遣社会教育主事制度を活用して積極的に地域課題の解決に取り組んできた成果が定着したものも多いとの指摘がある。また、この派遣社会教育主事制度は、県から社会教育主事を派遣している間に市町村において社会教育主事を養成することが要件となっており、市町村の社会教育主事養成にも繋がっていた。しかし、制度が終了して以降、市町村における社会教育主事養成が進まず、有資格者の高齢化が進展している。
- ・家庭教育支援チームを設置し、定期的に支援活動を実施している市町村が増えてきているが、家庭教育支援チームの設置の趣旨等について行政の理解が得られず、設置が進んでいない市町村もある。また、家庭教育支援チームを設置しても、学校への周知が不十分で、教員や保護者に認知されていない場合もある。
- ・社会教育費が減少傾向にある。今後の地域づくりにおける社会教育の重要性に鑑みれば、財政が厳しい中でも、十分な社会教育費の確保が望まれる。持続的な活動のため、県の財源はもとより、資金確保の工夫も求められてきている。

## 2 取組の方向性

地域学校協働活動の体制整備と人材養成を進めるため、地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化の推進、地域学校協働活動を支える人材の養成と活用、研修の充実を図る。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施、家庭教育支援チームの充実、資金確保の工夫に向けた取組を進める。

## 3 具体的な方策

### 【地域学校協働活動の総合化・ネットワーク化の推進】

○市町村においては、学校支援活動、放課後子ども教室、地域未来塾などの事業の横の連携を強化し、地域学校協働本部を中心として各事業を総合化・ネットワーク化していくことが必要である。また、効果的・効率的な事業の実施に向けて、各事業の関係者が一堂に会する会議を開催し、課題の共有や地域人材のネットワーク化を図っていく必要がある。

### 【地域学校協働活動を支える人材の養成と活用】

- 統括コーディネーターを市町村職員が代行するのではなく、地域人材が担えるようにするため、地域人材を養成する取組を進める必要がある。また、市町村において、地域学校協働活動推進員の委嘱を積極的に進めるべきである。
- 学校においては、地域連携担当教員を配置し、校務分掌に位置づける等の取組を進め、地域に対して開かれた学校づくりを見える化すべきである。その際、地域連携担当教員は、社会教育主事有資格者であることが望ましい。
- 社会教育主事有資格者の高齢化を踏まえ、県において実施している社会教育主事有資格者養成事業への若手教職員の派遣を進めるとともに、教員採用試験において社会教育主事有資格者を考慮事項とするなど社会教育主事有資格者を増やしていく必要がある。
- 地域学校協働活動を全県に浸透させ、効果的に推進していくためには、県職員が市町村の実情を十分に理解しながら取組を進めていく必要があり、派遣社会教育主事制度の復活など県の担当職員等が市町村で経験を積む機会を拡大させていくべきである。また、県の担当職員が、市町村の担当職員とともに地域の課題解決に積極的に取り組んでいく必要がある。

### 【コーディネーター・地域連携担当教職員等の研修の充実】

- コーディネーターの資質向上のための研修会と地域連携担当教職員の研修会を合同開催するなど関係者間での課題の共有、情報交換を更に充実させていく必要がある。また、当該研修会への教職員の参加を促進していく必要がある。
- 公立学校における管理職・教員の研修に、地域学校協働活動やコミュニティ・スクール等、学校・家庭・地域の連携・協働に関する内容を盛り込んでいくべきである。

### 【放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施】

- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を一層進めていくため、市町村教育委員会と首長部局との連携、指導員や支援員等の人材の共有、学習・体験プログラムの共通化等を進めていく必要がある。

### 【家庭教育支援チームの充実】

- 家庭教育支援チームの設置を更に進めるとともに、家庭教育支援チームの養成講座等を充実させていくべきである。
- 教育委員会等を通じて、家庭教育支援チームを学校や保護者に周知していく必要がある。また、家庭教育支援チームが開催するイベントへの保護者の参加を促すだけでなく、ホームページやSNS等を活用した支援等の工夫も必要である。

### 【資金確保の工夫】

- 各地域での学校・家庭・地域の連携・協働の取組を持続可能なものとするためには、資金調達の面においても工夫が必要であり、民間企業からの寄付やクラウドファンディングを活用するなど、資金確保に取り組んでいく必要がある。

## 提言 2 地域学校協働活動等への若者を含めた地域住民の参加促進

### 1 課題

- ・高校生や大学生などの地域の若者が自治体等と連携し、地域課題の解決策を提案するような取組が行われているものの、地域の若者の参画はまだ不十分である。また、小・中学校で育まれてきた地域との連携が高校になると途絶えてしまうという指摘もある。
- ・コミュニティ・スクールの導入率は、15.8%と全国で20番目、東北では最も高いが、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえ、更に県内の公立学校へのコミュニティ・スクールの導入を進めていく必要がある。

### 2 取組の方向性

県内の公立学校へのコミュニティ・スクールの更なる導入を目指し、体制整備を進めるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が連動した取組を推進する。また、高校生・大学生をはじめとする地域の若者の学びへの参加のきっかけづくりや連携・協働を進める。

### 3 具体的な方策

#### 【コミュニティ・スクールの導入促進】

- 「地域とともにある学校づくり」を一層推進するため、県内の公立学校へのコミュニティ・スクールの更なる導入を目指し、運営体制の構築等の支援を積極的に行うべきである。
- 学校運営協議会で決定された地域学校協働活動に関する取組方針を具現化するために、地域と学校を効果的に繋ぐことが不可欠であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が連動し取組を進めていくことが必要である。その際、地域学校協働本部の地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会の委員となるなど、両者の連携・情報共有が円滑にできるような仕組みとすることが望ましい。

#### 【多様な主体との連携・協働による地域学校協働活動の充実】

- 社会教育は、公民館、図書館等の教育委員会所管の公立社会教育施設が中心的な役割を担ってきたが、最近では首長部局の地区交流センターや民間事業者が、県民に多様な学習機会を提供しているほか、NPO（特定非営利活動法人）の数も増えてきている。地域と学校が連携・協働するためには、地域の住民、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い関係者の参画を一層促していく必要がある。

#### 【学びへの参加のきっかけづくりの推進】

- 社会教育による学びや活動に地域の若者が参加するきっかけづくりのため、地域の実情等を踏まえながら様々な工夫をする必要がある。例えば、若者の興味関心のあるテーマや身近で取り組みやすいテーマを設定することや、動画やSNS等を活用して活動の様子を発信すること等も考えられる。

#### 【地域の若者との連携・協働の促進】

- 高校生や大学生、地元企業の若手など地域の若者を地域づくりや社会教育の担い手として積極的に巻き込んでいけるよう、地域の若者が、県内の企業、地域づくりに取り組むNPO、社会教育を担当する行政関係者と交流や意見交換を行う機会の提供や、高校、大学の授業やフィールドワーク等に地域づくりや地域との連携・協働に関する活動を組み込んでいくことが必要である。

提言3 地域の社会教育施設等を拠点とした学校・家庭・地域の連携・協働の充実

#### 1 課題

- ・学校・家庭・地域の連携・協働や地域づくりを推進していくためには、地域においてそれぞれの関係者が集まりつながる場（拠点）が不可欠であり、学校はもとより、地域の公民館や市民交流センター等の社会教育を行う施設がその拠点となることが求められている。



- ・全国のすう勢を上回る高齢化や少子化による人口減少、それに伴う地域コミュニティの縮小も進展してきている中で、公民館等が、今後も地域づくりや学びの拠点として機能していくためには、地域の多様なニーズや課題を把握し、これらに対応した取組を積極的に展開していくことが求められている。
- ・祖父母と一緒に暮らしている子どもたちが減少し、高齢者世帯、核家族化が進み、それぞれの世代で抱える問題も多様化してきており、様々な世代が共に活動し、お互いを理解していくため、「世代間交流」が求められてきている。
- ・地域における障害者の生涯学習を支援する取組が進められているが、本県における障害者の生涯学習講座の市町村での実施率は未だ低い状況である。

## 2 取組の方向性

地域の社会教育施設等が地域の課題解決学習や地域づくり、地域の祭りや伝統芸能の継承、世代間交流、障害者の生涯学習支援の拠点として機能できるよう必要な取組を進める。

## 3 具体的な方策

### 【地域課題解決学習や地域づくりの拠点】

- 公民館や市民交流センター等の社会教育を行う施設は、地域課題の解決や、地域づくり、地域住民が集まりつながる拠点としての役割が強く期待されており、地域の多様なニーズや課題を把握し、地域課題の解決や地域づくりに向け、地域住民の学びと実践・交流の場を提供していく必要がある。

### 【地域の祭りや伝統芸能の継承の場】

- 国指定重要無形民俗文化財が17件と全国最多を誇り、地域の祭りや伝統芸能が盛んである一方、その担い手が不足しており、地域の行事や伝統芸能などへの若者の参画を促す取組を行うことが必要である。このような活動を通して、地域の人々に活気が戻り、地域にパワーが生まれ、地域に目を向ける若者が増えることが期待される。

### 【世代間交流の場】

- 「ふるさと教育」（子どもたちが郷土の自然や人間、社会、文化、産業、歴史などとふれあう機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起を目指す）の推進に資するよう、子どもたちをはじめ、地域の多様な世代が交流し、学び合うような場を提供していく必要がある。また、高校生同士が集まって活動を披露する場の提供や放課後に気軽に立ち寄れる場を設けるなど同世代の交流を促す取組も必要である。

### 【障害者の生涯学習の場】

○誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、障害のある人とない人が共に学ぶ機会を提供したり、全て市町村において障害者のための生涯学習講座を実施したりできるよう、取組を強化する必要がある。

### おわりに

学校・家庭・地域の連携・協働を推進していくためには、地域の学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得るとともに、学校・地域住民・家庭・地域の関係者がそれぞれの立場を超えて、お互いを理解し合いながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていくための取組を行っていくことが不可欠である。

学校・家庭・地域の連携・協働が真に進めば、地域の将来を担う人材の育成が図られることはもとより、地域の幅広い世代との交流が深まり、地域の絆が生まれ、地域コミュニティの存続・再生や地域の活性化にも繋がるものである。

本提言は、学校・家庭・地域の連携・協働をめぐる状況の変化を踏まえ、改めて本県の課題を明らかにし、その課題に対応した取組の方向性及び具体的な対応策を提示した。

県教育委員会には、生涯学習・社会教育の先進県であるという自覚の下、本提言で示した具体策が実行されることを期待するとともに、あきたの教育振興に関する基本計画の見直しを行う際には、本提言で提示した内容が盛り込まれることを期待する。そして、本提言が、県民一人一人の幸せな生活に寄与する一助となることを期待する。